

石川県公報

平成30年9月27日（木曜日）

号 外

（第 72 号）

目 次

選挙管理委員会

○珠洲市長選挙における選挙の効力に関する審査申立て
に関する裁決

1

選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会告示第89号

東京都世田谷区世田谷2丁目8番地-2号-303米村照夫から提起された平成30年5月20日執行の珠洲市長選挙における選挙の効力に関する審査の申立てについて、平成30年9月25日、当委員会は次のとおり裁決したので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第215条の規定により告示する。

平成30年9月27日

石川県選挙管理委員会

裁 決 書

東京都世田谷区世田谷2丁目8番地-2号-303

審査申立人 米 村 照 夫

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から平成30年7月13日付けで提起された平成30年5月20日執行の珠洲市長選挙（以下「本件選挙」という。）における選挙の効力に関する審査の申立てについて、石川県選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

第1 審査申立ての要旨

申立人は、本件選挙について、平成30年5月31日付けで、珠洲市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に対し、選挙の効力に関する異議の申出をしたところ、市委員会は、同年6月25日、この異議の申出を棄却する旨の決定（以下「原決定」という。）をしたので、申立人は、この決定を不服として、原決定を取り消し、本件選挙が無効である旨の裁決を求め、というものである。

その理由とするところを要約すれば、次のとおりである。

- 市委員会の決定内容は、候補者別の無効投票数の開示を求める申立人の申出に正確に回答していない。また、その開示がないため、有効票の中に無効票が含まれている可能性がある。
- 市委員会から無効票の開示がないため、その投票数の正確性に疑念がある。
- 候補者名の表記の一部に誤記がある場合の票数の数え方に疑念がある。珠洲市内には、「泉」「泉谷」姓が多数ある。このような記載がされている票があった場合、泉谷候補の票となるかどうかの確認作業を、市委員会が1時間余りで行ったとは信じ難い。今までと同じ方法で行ったとすれば、今までのやり方が不適切であった可能性がある。
- 申立人は、時間の都合上、開票立会人を選任できなかったため、その選任を市委員会に委任せざるを得なかった。よって、市委員会は、申立人の質問に真摯に回答すべきである。また、開票に関する議事録の開示を要求する。
- 申立人は、市委員会に対し、無効票の内訳や投票所の様子について、説明を求めたにもかかわらず、不十分な回答しか得られなかった。
- 市委員会が無効票の内訳を開示しないのは、申立人が開票立会人を選任しなかったため、市委員会が選任した開票立会人が独断で、無効となるべき票を開票管理者と暗黙の合意により、有効と判定したから、と考えられる。ま

た、法律上、候補者が開票立会人になれないのは、納得いかない。

7 珠洲市の広報誌に掲載された本件選挙の投票結果は、期日前投票や不在者投票の内訳がなく、不完全である。また、申立人が市委員会に開票所の見取り図を要求したが、その開示がない。

以上より、本件選挙は、不完全で不十分な管理を露呈しており、選挙の自由公正の原則が著しく阻害されているので、候補者別の無効票の審査を要求する。また、それが無い場合、本件選挙の無効を求める。

第2 裁決の理由

当委員会は、申立人の本件申立てを適法なものとして認め、これを受理し、市委員会からは弁明書及び本件選挙における事実を証する書類を徴し、また、申立人からは反論書を徴したほか、平成30年8月23日には口頭意見陳述を行い、慎重に審理を行った。

およそ選挙が無効とされるのは、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第205条第1項の規定により、その選挙が選挙の規定に違反して行われ、かつ、その規定違反のために選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限定されている。

「選挙の規定に違反する」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称し、選挙人、候補者、選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反の行為のごときは、これに当たるものではない。それは、かかる違法行為も多かれ少なかれ選挙の結果に影響する機会が多いであろうが、公職選挙法はその違反者を処罰することによってこれら規定事項の遵守を期待しているのであって、その違法行為のために選挙を無効として再選挙を行うことを趣旨とするものではないと解されるからである。もっとも、かような違法行為でも、そのために選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じた場合には、選挙の自由公正が失われたものとして、あるいは選挙を無効としなければならないことも考えられないではない。」（最高裁判所昭和61年2月18日判決）とされている。

また、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、「その違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実が生じたところと異なった結果の生ずる可能性のある場合をいうもの」（最高裁判所昭和29年9月24日判決）とされている。

当委員会は、こうした観点に立ち、申立人の主張が選挙の無効原因となり得るか否かについて、次のとおり判断する。

1 開票事務について

当委員会が市委員会から提出を受けた弁明書、関係資料及び質問書に対する回答書によれば、本件選挙における開票事務の概略は、次のとおりであったことが認められる。

なお、本件選挙では、法第79条の規定により、開票の事務を選挙会の事務に併せて行うこととし、開票管理者又は開票立会人は、それぞれ選挙長又は選挙立会人をもってこれに充てたほか、開票に関する次第は、選挙録中に併せて記載されている。

また、市委員会は、投票日の2日前である平成30年5月18日に、珠洲市役所庁舎内において、選挙立会人（以下「立会人」という。）を対象とした事務打合せ会を行っている。この事務打合せ会では、立会人に対し、投票の効力判定に関する説明もなされ、判定の際には、選挙人の意志が明確であれば、できるだけ有効とするよう、周知が図られている。

(1) 開票作業は、平成30年5月20日午後9時から、珠洲市健民体育館において行われ、同日午後10時15分に終了した。

(2) 本件選挙における立会人は、3人であった。

なお、本件選挙の候補者である泉谷候補からは、立会人となる者の届出はあったが、同じく本件選挙の候補者である申立人からは、届出がなかったため、残る2人については、選挙長が選任した者が立会人となった。

(3) 開票作業は、まず選挙長、立会人の立ち会いのもと、投票箱を開け、開票台に投票用紙を取り出し、混同した後、自動読取分類機によって、候補者別の有効票、白票、読取不能の票に分類する。

(4) 候補者別の有効票として分類された票は、点検係に回付され、同一候補者名の有効票であることを目で確認する。そして、計数係で一旦計数し、同一候補者名で100票の束にし、効力決定用紙を付した上で、再度計数を行う。

なお、100票に満たなかった票束についても、同様の手順で計数を行う。

その後、票束は整理係に回付され、係員が効力決定用紙に押印の上、立会人へ回付される。立会人は票束を点

検し、効力決定用紙に押印した後、改めて票を計数し、選挙長に回付する。選挙長でも同様に、点検の上、効力決定用紙に押印し、有効票として効力を決定する。

- (5) 白票として分類された票は、審査係が裏表に他事記載等がないか確認し、無効事由が記載された効力決定用紙を付した上で押印し、立会人へ回付される。その後、有効票と同様に、各々点検等を行い、選挙長が無効票として効力を決定する。
- (6) 読取不能となった票は、審査係によって、明らかに有効票として判断できる票、無効票、審査票の3つに分けられる。このうち有効票は、候補者別に分類し、比較的判定が容易な有効票は一括して、難解な有効票は1票ごとに効力決定用紙を添付し、審査係が押印の上、立会人・選挙長に回付し、それぞれ点検・押印した後、選挙長が有効票として効力を決定する。また、無効票は、無効事由ごとに分類し、無効事由を記載した効力決定用紙を添付し、有効票と同様に回付・押印し、選挙長が無効票として効力を決定する。
- (7) (6)で審査票として分類された票は、審査係において、判読不明な票を除いて、過去の判例・実例を参考に、有効票、無効票に分類され、(6)の有効票、無効票と同様の処理がなされる。
- 判読不明な票は、無効票として分類され、(6)の無効票と同様に処理される。
- (8) 選挙長による決定を受けた票は、集計係に回付し、効力決定用紙に印字されたバーコードを、バーコードリーダーで読み取り、データをパソコンに反映させることで、有効、無効をそれぞれ最終集計する。
- (9) 選挙の結果等を記載した選挙録に、選挙長及び全ての立会人が署名及び押印を行う。

以上のように、本件選挙におけるすべての投票は、自動読取分類機によって分類され、その後、点検係が目視により内容の確認を行い、票数については、計数係が2度計数機によって確認を行っている。そして、すべての票は立会人の点検を経た後、再度計数した後、選挙長の点検及び決定が行われたことが認められる。また、選挙録にも、選挙長及び全ての立会人が、署名及び押印していることが認められる。

なお、市委員会より提出された質問書に対する回答書から、開票作業において、すべての票束に付された効力決定用紙に立会人が押印していること、投票の効力に関して口頭で意見を申し出た立会人はいなかったことが認められる。

2 申立て理由の1、2について

申立人は、本件選挙の市委員会が行った有効票、無効票の判定に疑念があるため、無効票の開示を求めているものと認められる。

しかし、当委員会が市委員会へ求めた書類によれば、市委員会は申立人に対し、平成30年5月30日付書記長名文書において、本件選挙における無効票177の内訳を示している。このことは、平成30年8月23日に行った口頭意見陳述においても、市委員会書記長が明らかにしている。

また、仮に、本件選挙の無効票にかかる再点検を実施し、その結果、現在無効票とされている177票全てが、申立人の有効票となったとしても、なお、候補者である申立人の得票数が、他の候補者の得票を上回らないことから、選挙の結果に異動を及ぼすおそれがあるとは言えない。

また、申立人は市委員会による無効票の開示がないため、有効票の中に無効票が含まれている可能性があり、投票数の正確性に疑念があると主張している。しかし、上記1のとおり、開票作業は適切に行われていると認められ、申立人は、その主張を裏付ける具体的な事実や証拠等を何ら提示しておらず、単なる可能性を指摘しているに過ぎない。

3 申立て理由の3について

申立人は、候補者名の表記の一部に誤記がある場合、票数の数え方に疑念があり、その確認作業が1時間余りという短時間で行われたとすれば、作業の方法が不適切であった可能性があるとして主張している。

しかしながら、上記1にあるとおり、本件選挙の開票作業は、自動読取分類機を使用していたため、作業が効率的に行われたこと、すべての票は立会人による点検を受けていること、事務打合せにより、立会人及び事務従事者に対し、事前にその職務について説明を行い、効率化が図られていること、さらに市委員会が執行した近年の他の選挙と比較しても、開票に要した時間に大きな差がなく、本件選挙の開票作業が特別短時間で行われたものでないことが認められる。

これらを総合すると、申立人の主張は専ら自らの主観に基づくものであり、その主張を採用することはできない。

4 申立て理由4、5、7について

申立人は、申立て理由4において開票に関する議事録の開示を、申立て理由5において投票所の様子の開示を、申立て理由7において開票所の見取り図の開示を市委員会に対して求めているが、市委員会は平成30年8月23日に

行われた口頭意見陳述の場において、申立人からの情報公開請求があれば、それぞれ開示する旨、回答している。

また、仮に、市委員会が申立人のこれらの要求に対し、対応しなかったとしても、そのことをもって、選挙の規定に違反しているとは言えない。

次に、申立人は、珠洲市の広報誌に掲載された本件選挙の投票結果は、期日前投票や不在者投票の内訳がなく、不完全であると主張している。

選挙の結果については、法第6条第2項に、それぞれの選挙を管理する選挙管理機関が、「選挙人に対してすみやかに知らせよう努めなければならない」と規定されているが、当該規定は、安田充 荒川敦編、株式会社ぎょうせい発行「逐条解説 公職選挙法(上)」67ページにおいて「それぞれの選挙を管理する選挙管理機関が、開票の際その状況を直接あるいは報道機関を通じて発表しているいわゆる速報を法文上明文化したもの」とされており、その具体的な方法については何ら定めがないことから、投票結果を市の広報誌に掲載することまで求めているものではないと解される。市委員会が市の広報誌に投票結果を掲載したのは、選挙人の利便性を考慮して行ったものに過ぎず、これに期日前投票や不在者投票の内訳がないことをもって、選挙の規定に違反しているとは認められない。

5 申立て理由6について

申立人は、市委員会が無効票の内訳を開示しないのは、開票立会人が独断で開票管理者との合意により、有効と判定したと主張しているが、申立人は、その根拠や証拠等を一切示しておらず、抽象的な疑いで憶測の範囲を出ない独自の主張をしているに過ぎない。

また、申立人は、候補者が開票立会人になれないのは、納得いかないと主張しているが、法第62条第9項により、「当該選挙の公職の候補者は、開票立会人になることはできない。」と規定されており、市委員会の選挙の管理執行における手続きに、何ら問題はなく、法に則り、適正に執行されたと認められる。

以上のとおり、本件選挙における選挙の効力に関する申立人の主張は、いずれも認容することができないものであり、申立人の異議の申出を棄却した市委員会の決定に誤りはない。

よって、当委員会は主文のとおり裁決する。

平成30年9月25日

石川県選挙管理委員会

委員長 坂 井 美 紀 夫